

○総務省告示第 号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第五号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十五号（工事担任者の養成課程の実施要目を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

- 一 面接等授業の場合
- 1 毎日授業（工事担任者規則第二十五条第五号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、記念日その他これらに準ずる日及び天災その他やむを得ない事情により授業を行うことができない日についてはこの限りではないこと並びに総務大臣が他の授業方法によることが適当と認めた場合は、その方法によること。
 - 2 一日の授業時間は、二時間以上七時間以内の時間とすること。ただし、総務大臣が他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間によること。
 - 3 略
 - 4 授業科目別の授業要領は、工事担任者規則第七条に規定する試験科目の試験に合格するに十分な知識及び技能を養うことを目標として、別表第一号から別表第三号までに掲げるところによること。

二 メディアを利用して行う授業の場合

- 1・2 略
- 3 受講者の学習履歴や進捗状況などを管理し、進捗状況が良好でない受講者に対して指導を行うものであること。
- 4・5 略

別表第一号 電気通信技術の基礎

授業内容	養成課程別の授業の要否及び程度（注）	
	第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信	【略】
【略】	【略】	

注 養成課程別の授業の要否及び程度の欄中、空欄は、その養成課程において該当の項目の授業を要しないことを示し、「A」、「B」及び「C」の表示は、その養成課程において授業を行うことを要する授業内容の程度について、次のことを示す。

- A 重点的、B 普通、C 簡単

別表第二号 端末設備の接続のための技術及び理論

授業内容	養成課程別の授業の要否及び程度（注）				
	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	総合通信

- 一 【同上】
- 1 毎日授業（工事担任者規則第二十五条第五号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日についてはこの限りではないこと及び総務大臣が他の授業方法によることが適当と認めた場合は、その方法によること。
 - 2 一日の授業時間は、三時間以上六時間以内の時間とすること。ただし、総務大臣が他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間によること。
 - 3 同上
 - 4 授業科目別の授業要領は、工事担任者規則第七条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び技能を養うことを目標として、別表第一号から別表第三号までに掲げるところによること。

二 【同上】

- 1・2 同上
- 3 受講者の学習履歴や進捗よく状況などを管理し、進捗よく状況が良好でない受講者に対して指導を行うものであること。
- 4・5 同上

別表第一号 【同左】

授業内容	養成課程別の授業の要否及び程度（注）	
	A I 第三種及びD D 第三種	【同左】
【同左】	【同左】	

【新設】

別表第二号 【同左】

授業内容	養成課程別の授業の要否及び程度（注）									
	A 第三種	I A 第二種	I A 第一種	I D 第三種	D D 第二種	D D 第一種	D D 第一種	A I 第一種	D D 第一種	A I 第一種

端末設備の技術	電話機、フックシミュレーション等	A	A						
	端末装置回線に接続する端末機器（以下「電話機等」という。）及びデジタル通信端末の技術及び回路動作								
	ボタン電話装置及び構内交換設備の技術及び回路動作		A					A	
	電磁障害及び雷サージ対策		B				B		B
	I P 電話端末の技術及び回路動作			A			A		A
	I P ボタン電話端末及び I P 電話用構内の技術及び回路動作						A		A

端末設備の技術	電話機、フックシミュレーション等	A	A	A					A
	端末装置回線に接続する端末機器（以下「電話機等」という。）及びデジタル通信端末の技術及び回路動作								
	ボタン電話装置及び構内交換設備の技術及び回路動作		A	A					A
	電波妨害及び雷サージ対策			B				B	B
	I P 電話端末の技術及び回路動作				A			A	A
	I P ボタン電話端末及び I P 電話用構内の技術及び回路動作					A		A	A

	その他デジタル伝送路に接続される端末機器、端末設備及び通信設備の技術動作			C	A	A
デジタル通信の技術	エッセンス概要及び技術的項目	A	A		A	A
接続工事の技術	電話機等デジタル通信端末の取付工法及び工事試験方法	A	A		A	A
	ボタン電話装置及び構内交換設備の取付方法、建設工法、及び工事試験方法		A			A
	工事の設計管理、施工管理、及び安全管理		B		B	B
	端末設備等の運用管理及び保守管理		B		B	B

	その他デジタル伝送路に接続される端末機器、端末設備及び通信設備の技術動作			C	B	A	A
デジタル通信の技術	エッセンス概要及び技術的項目	A	A	A			A
接続工事の技術	電話機等デジタル通信端末の取付工法及び工事試験方法	A	A	A			A
	ボタン電話装置及び構内交換設備の取付方法、建設工法、及び工事試験方法		A	A			A
	工事の設計管理、施工管理、及び安全管理		C	B		C	B
	端末設備等の運用管理及び保守管理		B			B	B

事業用電気通信設備の概要	IP電話端末の取付工法及び工事試験方法			A	A	A	B
	IPボタンス電話端末及びIP電話用構内の取付方法、建設工法及び工事試験方法				A	A	
トラヒック理論	その他デジタル伝送路設備に接続される端末機器、端末設備及び自営電気通信設備の建設工法及び工事試験方法					A	
	呼量、呼損率、中継線能率、不完全群及び不全群		B				B
情報セキュリティの技術	セキュリティの概要	C	A	C	A	A	A
	電子認証技術及びデジタル署名技術		B		B		B

事業用電気通信設備の概要	IP電話端末の取付工法及び工事試験方法			A	A	A	A	B
	IPボタンス電話端末及びIP電話用構内の取付方法、建設工法及び工事試験方法				A	A	A	A
トラヒック理論	その他デジタル伝送路設備に接続される端末機器、端末設備及び自営電気通信設備の建設工法及び工事試験方法				C	B	A	A
	呼量、呼損率、中継線能率、不完全群及び不全群		C		B			B
情報セキュリティの技術	セキュリティの概要	C	B	C	B	A	A	A
	電子認証技術及びデジタル署名技術		C		C	B	B	B

端末設備及びネットワークのセキュリティ			C	A	A
	情報セキュリティ管理			A	A
ネットワークの技術	データ通信及びデータ伝送方式の技術		C	A	A
	IPネットワーク及び広帯域伝送の技術		C	A	A
その他ネットワークの技術（広域イーサネット等）				A	A

注 養成課程別の授業の要否及び程度の欄中、空欄は、その養成課程において該当の項目の授業を要しないことを示し、「A」、「B」及び「C」の表示は、その養成課程において授業を行うことを要する授業内容の程度について、次のことを示す。
A 重点的、B 普通、C 簡単

【新設】

端末設備及びネットワークのセキュリティ				C	B	A	A
	情報セキュリティ管理					A	A
ネットワークの技術	データ通信及びデータ伝送方式の技術			C	B	A	A
	IPネットワーク及び広帯域伝送の技術				B	A	A
その他ネットワークの技術（広域イーサネット、フレッツ、リレーン網、セルリレーン網及びATM網等）						A	A

別表第三号 端末設備の接続に関する法規

授業内容	養成課程別の授業の要否及び程度(注)				
	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	総合通信
電気通信事業法及びこれに基づく命令	C	B	C	B	B
電気通信事業法、電気通信令及び電気通信事業法施行規則					
工事担任者規則	C	B	C	B	B
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則	C	B	C	B	B
端末設備等規則	C	A	C	A	A
有線電気通信法及び有線電気通信令	C	B	C	B	B
有線電気通信法施行規則					
有線電気通信設備令及び有線電気通信設備施行規則	C	A	C	A	A
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	C	B	C	B	B

別表第三号 [同左]

授業内容	養成課程別の授業の要否及び程度(注)									
	A第三種	A第二種	A第一種	D第三種	D第二種	D第一種	A・D総合			
電気通信事業法及びこれに基づく命令	C	B	B	C	B	B	B			
電気通信事業法、電気通信令及び電気通信事業法施行規則										
工事担任者規則	C	B	B	C	B	B	B			
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則	C	B	B	C	B	B	B			
端末設備等規則	C	B	A	C	B	A	A			
有線電気通信法及び有線電気通信令	C	B	B	C	B	B	B			
有線電気通信法施行規則										
有線電気通信設備令及び有線電気通信設備施行規則	C	B	A	C	B	A	A			
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	C	B	B	C	B	B	B			

電子署名 及び認証 業務に関 する法律 及びこれ に基づく 命令	電子署名 及び認証 業務に関 する法律 及びこれ に基づく 命令	B	B	B	電子署名 及び認証 業務に関 する法律 及びこれ に基づく 命令	電子署名 及び認証 業務に関 する法律 及びこれ に基づく 命令	C	B	C	B	B
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。											